

一般名処方・長期収載品の選定療養について

【一般名処方について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

【長期収載品の選定療養について】

令和6（2024）年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方、調剤する医療上の必要があると認められる場合は特別の料金は要りません。